

高 事 第 1 5 1 2 号
令 和 2 年 7 月 1 0 日

介護保険指定事業所 管理者様

大阪府福祉部高齢介護室
介護事業者課長

介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業の実施について

日頃より、大阪府の高齢者福祉行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

大阪府では、大阪市、堺市と共同して、下記のとおり、介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業を実施します。介護職員の処遇改善のため、ぜひご活用ください。

記

- ・ 委託先：大阪府社会保険労務士会
大阪府社会保険労務士会ホームページ：<http://sr-osaka.jp/topics/1037/>
※処遇改善加算等の申請（変更含む。）に至るまでの次の具体的支援を行います。
 - ・ 特定処遇改善加算の要件
 - ・ より上位の処遇改善加算取得に必要な就業規則等の整備について※社会保険労務士が相談に応じます。
※要請により、所属の社会保険労務士が事業所にお伺いして支援します。
(いずれも無料です)
- ・ 実施期間：令和2年6月1日から令和3年2月28日まで
(土・日・祝日、12月29日から1月4日を除く)
午前9時から午後4時30分
- ・ フリーダイヤル 0120-018-205 (通話料無料)

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課
居宅グループ